

(仮称) 横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業
環境影響評価方法書に係る手続について

項目	内容
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表10 高層建築物の建設
図書の提出	条例第17条第2項 平成27年9月7日提出
図書の縦覧の公告	条例第18条第1項 平成27年9月25日市報公告 （広報よこはま9月号、環境創造局ホームページ、環境創造局ツイッターで公表）
図書の写しの縦覧	条例第18条第1項 縦覧期間：平成27年9月25日～11月9日 縦覧場所：環境創造局環境影響評価課 神奈川区役所区政推進課 西区役所区政推進課 （横浜中央図書館、神奈川図書館で閲覧 環境影響評価課ホームページで方法書の全文公開を実施）
審査会への諮問	条例第18条第2項 平成27年9月29日諮問
図書の概要の周知	条例第19条第1項 同条第2項 周知計画書（平成27年9月7日提出） 方法書対象地域：神奈川・西区の一部 周知方法：「環境影響評価方法書に関する縦覧及び説明会開催のお知らせ」を対象地域内各戸配布
意見書の提出	条例第20条第1項 提出期間：平成27年9月25日～11月9日 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により当該意見を述べるができる。 （環境創造局のホームページでも意見書の受付を実施）
方法市長意見書の作成	条例第21条第1項 市長は、本審査会の答申等を踏まえ、方法市長意見書を作成し事業者 に送付
方法市長意見書の公告・縦覧	条例第21条第2項 市長は、方法市長意見書を作成した旨を公告し、30日間縦覧